明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（経済産業六五）　一

〔官庁報告〕

官庁事項

平成二十六年度における予算使用の状況（平成二十六年度出納整理期間を含む。）（内閣）　二

平成二十七年度第一・四半期予算使用の状況（同）　六一

平成二十七年度第一・四半期国庫の状況（同）　一〇一

〔公　告〕

諸事項

官庁

基本測量関係事項関係　一〇八

裁判所

免責関係　一一三

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　一二四

会社その他

会社決算公告　一二五

一二六

省令

○経済産業省令第六十五号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十六条第一項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

経済産業大臣　宮沢　洋一

平成二十七年九月七日

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中スペインの項に次のように加える。

八　外国記章

